

平成 23 年一級建築士 設計製図の試験
「介護老人保健施設」

課題対策のまとめ

一級とるぞ！ .Net

<http://19toruzo.net/>

目次

はじめに	2
1. 学習要素	2
-1.構成室ブロック	2
-2.その他の利用者室	4
-3.管理諸室	4
-4.部門構成	5
-5.その他の施設等	5
-6.療養室個室のパターン	7
-7.敷地形状とプランニングパターン	8
-8.断面構成	9
-9.利用者居室の向きと周辺環境	11
-10.便所の計画	11
-11.バリアフリー法	12
-12.厚生省令（設置基準）	13
-13.設備	13
-14.構造	14
2. 計画に当たっての留意事項	15
-1.図面対応	15
-2.記述対応	16
-3.震災対応	16
3. 要求図面欄	17
4. 試験への心構え	18
-1.時間管理：	18
-2.簡略図面：	18
-3.事前の健康管理：	18

※3：倉庫、湯沸室、従業員便所、防災備蓄倉庫は問題文に無いが、「その他、必要と思われる室等は、適宜・・・」により設置している。今回、倉庫に類する室（リネン庫、ごみ庫等）が細かく指定されることから、倉庫、湯沸室は減点対象にならないと考えられるが、従業員便所は小さくても各階に必要となる。防災備蓄倉庫は問題文に指定される可能性もあるが、「大震災」「ライフラインの途絶」等のキーワードに対応した、記述一体の措置（練習課題4）である。スペースの確保が困難であれば、「一般の倉庫の一部をこれに当てる。」といった記述表現でもよいだろう。なお、倉庫に類するもので、介護材料室、車いす置場、ストレッチャー収納庫等をエントランス脇、あるいはユニット玄関付近に指定されることも考えられる。

※4：練習課題1～6を通して、1階の主な機械室に複数の機能がある場合、機械名とスペース分けをするよう指示をした。これまでの試験には無い試みであったが、近年の設備に重点を置く傾向から、指示の無い場合でも、解答例に記入した設備項目は網羅するべきものと考えている。

以上-1、-2、-3の構成室を学習しておけば、本試験の際、聞いたことのない室が出題され、意味が分からないといった事態は回避できるであろう。

-4.部門構成

課題発表にあったように、通所リハビリテーションのある介護老人保健施設であることから、この2つを部門として独立させ、共用・管理部門を設けるのが通常の方であろう。これに基づき練習課題1、2が作成されており、さらに共用と管理を独立させたのが練習課題4、介護老人保健施設を細分化し、共用部門+リハビリ部門+生活部門+管理部門の構成にしたのが練習課題5、6となっている。

このような部門分けは妥当であり、問題作成がしやすく、採点も容易であるが、デイケア併設の小規模老健における実態とは少しずれているようだ。つまり、多くの小規模老健の場合、機能訓練室や高価な機械浴槽の共用が行われ、スペースの有効利用と人員の集中による効率性、設備稼働率の向上が図られている。この実態を反映し、交流の趣旨から部門分けを再考したのが、練習課題3である。2つの施設を一体と見なし、交流部門+生活部門+管理部門に分け、交流部門と生活部門に対し、デイケア、共用部、介護老人保健施設の3区分が有機的に関連付けられている。本試験での可能性は別として、もう一度この観点から見直してほしい。

-5.その他の施設等

練習課題1～6の中で出題した「その他の施設等」を列举すると、光庭（練習課題1、練習課題6〈問題文に指示無し〉）※1、物干し場（練習課題4）※2、交流庭園（練習課題5）※3、オープンスペース（練習課題6）※4、建物外周のバルコニー（練習課題4、6）※5、避難用すべり台または屋外階段（練習課題4）※6、車いす使用者用駐車スペース、サービス車、送迎車（マイクロバス、ワゴン車）、利用者用駐車スペース、車寄せ※7、キャノピー※8、自転車置場、ごみ置場 となっている。

※1：練習課題1解答例にあるように、光庭と上部吹抜けを囲んでの回廊形式ユニットは回りの室の採光確保において有利であるだけでなく、重複距離の短縮、中廊下を片廊下とすることによる幅員減少等の効果がある。ただし、ここで一点確認しておくべき事項として、練習課題1においては要求室欄下部に「居室の出入口が向き合う場合の中廊下幅員は2.7m以上とする。」とあるが、これは問

